健康保険　被扶養者認定に必要な提出書類一覧

家族の状況				別居でも可				同居必須	
				配偶者	父母・祖父母	子・兄弟姉妹・孫		その他3親等内親族	備考
						16歳以上	16歳未満		
組合専用用紙			・被扶養者（異動）届 ・扶養認定調書	○	○	○	○	○	扶養認定調書は、出生の子以外は提出
生計維持の確認	所得なし	学生	・学生証（写し）、または在学証明書	○	○	○		○	
		学生以外	・直近の課税証明書（原本）	○	○	○		○	
	所得あり	就労中	・直近の給与明細3ヶ月分（写し）	○	○	○		○	自営業の場合は確定申告書一式（写し）、念書
		年金受給中	・直近の年金振込通知書（写し）	○	○	○		○	受給している年金すべて（遺族年金含む）
		学生	・学生証（写し）、または在学証明書 ・給与明細3ヶ月分（写し）						
	就職していた	失業給付受給しない	・扶養理由書（健保用紙） ・離職票1，2（原本）	○	○	○		○	
		失業給付手続き前	・扶養理由書（健保用紙） ・退職証明書（原本） ・離職票1，2（写し）	○	○	○		○	退職証明書には、雇用保険加入の是非を記載離職票の写しも提出。ない場合は後日提出異動届に記載
		失業給付制限中	・扶養理由書（健保用紙） ・退職証明書（原本） ・受給資格者証（両面写し）	○	○	○		○	退職証明書には、雇用保険加入の是非を記載
		失業給付受給延長中	・扶養理由書（健保用紙） ・退職証明書（原本） ・受給延長通知書（原本）	○	○	○		○	通知書のみ後日も認める
		失業給付受給完了	・受給資格者証（両面写し）	○	○	○		○	受給途中で受給しなくなった場合、ハローワークにて受給終了と印字してもらう
		雇用保険未加入	・雇用保険未加入である 旨記載の退職証明書（原本）	○	○	○		○	公務員は辞令（写し）
扶養義務の確認			・被扶養者の世帯全員分の住民票（原本）（注1）		○	△	△	○	△兄弟姉妹の場合提出（注3） △子の場合、配偶者がいないときは提出
夫婦共同扶養（共働きの場合）			・配偶者の所得証明書類			○	○		

○・・・必ず提出　△・・・該当すれば提出

＜別居可の対象者が、別居している場合＞

・別居の理由を異動届の備考に書いてください。

・被保険者の住民票（世帯全員・続柄記載あり）

・別居家族の住民票（世帯全員・続柄記載あり）

・被保険者と、別居家族の、血縁関係を証明できる書類（例：別居家族の戸籍謄本等　※住民票には載りません）

・被保険者が、別居家族（配偶者・子を除く）の生計維持していることを証明する書類（例：振込記録のある送金を受ける側の通帳のコピー等3ヶ月分）

＜注意＞

注1：認定対象者が**父母の場合、課税証明書**を追加書類として添付して下さい。

注2：認定対象者が別居する父母で、被保険者以外の扶養義務者（兄弟姉妹）がいる場合は、兄弟姉妹の収入を証明する書類を追加書類として添付してください。

注3：世帯全員分の住民票に認定対象者以外の成人家族がいる場合は、その方の収入を証明する書類を追加書類として添付して下さい。

注4：認定対象者が同居する兄弟姉妹の場合、別居の父母がいる場合には、父母の収入を証明する書類を追加書類として添付して下さい。

注5：認定対象者が**外国人の場合**は、上記書類に加え、**「在留カード」**の写しを必ず添付して下さい。（「特定活動」の場合さらに「指定書」の写しを添付）

注6：認定対象者が被保険者と**名字が異なる場合**は、上記書類に加え、「住民票」など**続柄確認できる書類を必ず添付**して下さい。

認定対象者との関係または収入の状況によっては、上記以外の証明書類の提出を求めることがあります。

保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる（健康保険法　第197条の2）。

また、申請のケースによっては細かく確認することもございます。あらかじめご了承ください。